

お の しょう へい  
小 野 昇 平(宮城県)

学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博第85号
学位授与年月日	平成21年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院法学研究科(博士後期3年の課程) トランスナショナル法政策専攻
学位論文題目	国際司法裁判所判決の国内裁判所における法的効力に関する一 考察
論文審査委員	(主査) 教授 植木 俊哉 教授 坂田 宏

## 論文内容の要旨

本論文は、国際社会における最も権威ある国際司法機関であり「国際連合の主要な司法機関」(国連憲章 92 条)と位置づけられる国際司法裁判所(ICJ)の判決の法的効力に関して、特に国内裁判所における効力の問題に焦点を当てて考察を行った研究である。

本論文の実質的部分は、六つの章から構成されている。まず第一章では、現代の国際社会に存在する国際司法裁判所以外の3つの国際的な司法機関、すなわち欧州司法裁判所(ECJ)、欧州人権裁判所(ECHR)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の下す判決等が、各国の国内裁判所においてそれぞれいかなる法的効力を有するかが検討される。そこでは、各司法機関に固有の設立目的や制度趣旨等を背景として、関係条約の規定に従い、これらの国際司法機関が下す判決等には、各国の国内裁判所において一定の法的効力が認められることが実証的に丹念に論証されている。

次に第二章では、本稿の直接の考察対象である国際司法裁判所について、その設立目的と制度的特徴が国際司法裁判所の前身である常設国際司法裁判所(PCIJ)の創設時にまで遡って検討される。そして検討の結果、国際司法裁判所は、国家間紛争の平和的解決を目的として設置された国際司法機関であり、第一章で取り上げられた三つの国際司法機関とは設立目的と制度的特徴を大きく異にするものであるという結論が導かれている。

第三章においては、国際司法裁判所の判決の国内法上の法的効力が重要な争点となった最近の三つの事件、すなわち Bread 事件、LaGrand 事件及び Avena 事件が取り上げられる。これら三つの事件は、いずれも米国の州裁判所において下された米国以外の国籍を有する者に対する死刑判決に関して、当該死刑判決を受けた外国人の本国(具体的にはパラグア

イ、ドイツ及びメキシコ)が、米国政府を相手どり、領事関係に関するウィーン条約の手續違反(具体的には領事への通報権の告知義務等に関する違反)を理由に死刑判決の執行停止等を求めて国際司法裁判所に提訴した事件である。これら三つの事件において、国際司法裁判所は、いずれも米国政府に対して死刑執行の停止を求める判決又は仮保全命令を下した。しかし、その大半のケースにおいて米国の関係州(ヴァージニア州、アリゾナ州及びテキサス州)は、国際司法裁判所の決定に従わず、当初の期日通りに死刑を執行した。これらの事件は、国際司法裁判所の判決及び仮保全命令が各国の国内裁判所においていかなる条件の下でどのような法的効力を有するか、という問題を先鋭的な形で現実の国際社会に提起することとなったが、本章ではこの三つの事件に関する分析と検討が詳細に展開されている。

以上のような第三章での分析と問題提起を踏まえて、次の第四章では、これらの国際司法裁判所の判決や命令が、関連する米国の国内裁判所で下された判決において、どのように受け止められ、解釈され、またいかなる法的効果が認められたのかという点が検討されている。特に2008年3月のMedellin v. Texas事件判決において、米国の連邦最高裁判所が、Avena事件の国際司法裁判所判決の法的効力に関して、国際司法裁判所の判決が米国に対して国際法上の義務を課すこと自体は争いないが、すべての国際法上の義務が米国の国内裁判所で執行可能な拘束力ある連邦法を構成するわけではなく、国際司法裁判所の判決は国内裁判所において自動的に執行可能ではない、と判示したことが紹介される。筆者は、同判決の分析等を基礎として、国際司法裁判所判決の効力の問題を、国際法平面における法的効力の問題と国内法平面における法的効力の問題とに二分し、以下第五章で前者の問題、第六章で後者の問題を取り上げ、それぞれ詳細に分析と検討を加えている。

まず第五章では、国際司法裁判所判決の国際法平面での法的効力の問題に関して、国際司法裁判所の判決には既判力と履行義務が国際法上認められることを前提として、このような判決の国際法上の法的効力が何らかの形で関係国の国内裁判所に及ぶと解することできるか否かが検討される。そこでは、第一に、国内裁判所も国際司法裁判所の法的拘束力が及ぶ対象たる「判決の当事国」の国家機関の一つであるからこれに拘束されるとする見解、第二に、国内裁判所も「後訴の裁判所」として前訴の裁判所である国際司法裁判所の判決の既判力が及ぶとする見解、第三に、ウィーン領事関係条約のような特定の条約に関しては国際司法裁判所の判決に国内裁判所に対する「解釈拘束力」が認められるとする見解、等が紹介され、考察が行われている。しかし筆者は、これらいずれの見解も国内裁判所が国際司法裁判所の判決に法的に拘束されることを根拠づけるには不十分であるとの結論を提示している。

次に第六章では、国際司法裁判所の判決の国内法平面での法的効力の問題が検討される。そこでは、条約の国内的効力が論じられる場合と同様に、国際司法裁判所判決の国内法平面における効力の問題が、「国内的効力」と「直接適用可能性」という2つの段階の問題に区分され、特にこのうちの後者の問題、すなわち国際司法裁判所判決の国内裁判所にお

ける「直接適用可能性」に関する国内判決及び学説が検討される。そして、国際司法裁判所の判決には基本的に「国内的効力」が認められるものの、当該判決に国内裁判所における「直接適用可能性」が認められるための基準に関してはいくつかの異なる考え方があり、現段階では一義的な結論を導くことは困難であることが指摘されている。

以上のような考察を踏まえて筆者は、終章において、国際司法裁判所判決の国内裁判所における法的効力の問題は、現代国際社会における国際裁判所と国内裁判所の相互作用の深化の一側面をなす問題であり、近年その傾向が急速に強まっている国際法秩序と国内法秩序の「接近」(approximation)傾向と、あくまでも国家間紛争の平和的処理という国際司法裁判所が担う固有の機能との間の微妙なバランスの上に解決が図られるべき問題であることを指摘して、本論文を結んでいる。

## 論文審査結果の要旨

現代の国際社会では、国際法秩序と国内法秩序の境界が次第に相対化し、国際裁判所と国内裁判所の相互関係も一層複雑な位相を見せつつある。このような国際社会の現状を踏まえた場合、国際司法機関の下した判決が各国の国内裁判所においていかなる法的効力を有するかという問題は、極めて重要な法的意義を有する現代的課題である。本論文は、国際司法裁判所の判決を主要な考察対象としながら、この問題に正面から取り組んだ我が国における先駆的な研究であると評価できる。従来の国際法学における国際法と国内法の関係に関する分析は、条約と国際慣習法という国際法における二つの主要な法源に関してその国内法上の効力を検討するものが大半であり、国際司法機関の判決という形態の法規範が、国内法秩序の中でどのように受け止められ、いかなる効力を有するかについては、国際的にも必ずしも十分な研究が行われてこなかった。本論文は、国際法学におけるこのような未開拓の領域の重要な法的課題に関して、米国の州裁判所における外国人に対する死刑判決に関する執行差止めに関する最近の国際司法裁判所判決に関する非常に丹念かつ詳細な分析を手がかりとして、歴史的検討や他の国際司法機関との比較分析等の手法も織り交ぜながら、総合的な探究を行った先駆的な研究として学術的に高く評価できるものである。

もっとも、本論文にも指摘すべき問題点が全くないわけではない。本論文の分析は、全体として極めて緻密かつ実証的であるが、そのような論証を基礎とするさらなる理論的掘り下げが期待される箇所も散見される。また、例えば「法的効力」という概念自体の定義及び内容の分析や、国際司法機関の判決の国際法平面における効力と国内法平面における効力との間の相互連関等に関しても、さらに踏み込んだ理論的考察が望まれるところである。しかし、以上のような課題は、本論文で遺憾なく示された筆者の優れた学問的な資質と能力に鑑みれば、今後筆者が国際法研究者としてさらに研鑽を積み研究を進展させる中

